

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例 施設整備マニュアル改定及び部会の設置について

1 経緯

新宿区では、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちとなるよう、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(以下「区条例」という。)を令和2年3月に制定した。

条例に基づき、事業者が施設整備を行う際に届出等を行い、ユニバーサルデザインの視点を施設整備に取り入れるよう、区は促進している。

条例を運用するにあたり、条例で定める施設整備における「整備基準」、「望ましい整備」について、図等により詳しく解説する、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル(以下「区マニュアル」という。)を令和2年8月に策定した。

区マニュアル策定後、東京都福祉のまちづく条例施設整備マニュアルが令和5年10月に改訂されたことや、区条例で定める「整備基準」を改定したことに伴い、区マニュアルの記載内容を更新する必要があるため、区マニュアルの改定を行う。

2 区マニュアル改定の主な項目

別紙1のとおり

3 部会の設置

区マニュアルを改正するに当たり、施設整備側にとってわかりやすく、また、利用者側にとって使いやすい施設とするため、具体的な調査及び検討を行うため、部会を設置する。

部会委員については、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例規則第21条に基づき、会長が指名する。

4 部会の名称

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定検討部会

5 検討スケジュール(予定)

別紙2のとおり

(参考) 関連条文

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例【抜粋】

(部会)

第21条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例規則【抜粋】

(部会)

第21条 部会は、条例第20条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する者をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。

3 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、並びに部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

4 前条第4項及び第5項の規定は、部会の運営について準用する。この場合において、同項ただし書中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。3 部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。